

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷七十第

行發日一月一十年二十正大

論叢

鎌倉時代の土地制度 文學博士 三浦 周行
 租税の逋脱 法學博士 神戸 正雄
 水戸藩に於ける各種の貯穀 法學士 本庄榮治郎
 海運の獨占より生ずる利益 法學士 小島昌太郎

時論

復興事業と經濟界の現況 法學博士 河田 嗣郎
 震災の教訓と復興問題 法學博士 山本美越乃

說苑

マルサスの地代論に就て 經濟學士 谷口 吉彦
 京都市に於ける家賃の統計的研究 經濟學士 岡崎 文規
 勞働生産力と勞賃 經濟學士 森 耕二郎

雜錄

安政震災の復舊策に就て 法學士 本庄榮治郎
 震災地と産業組合 經濟學士 大森 健作

水戸藩に於ける各種の貯穀

(水戸藩常平倉の研究、本論の二)

本庄 榮治 郎

第一節 緒言

水戸藩に於ては齊昭が天保二年に常平倉を設けたことは既に述べた所の如くであるが、¹⁾元來同藩には稗倉があり、齊昭のときにはこの外に社倉・義倉の計畫もあつて、貯穀に就ては随分、力を盡したものであつた。故に茲には先づ水戸藩に於て如何なる種類の貯穀があつたかを研究して見たい。このことはやがて常平倉の性質や目的を窺ふためにも必要なことであらう。

「水戸藩史料」には『金穀の蓄備』と題する條があつて、²⁾『軍制武備の振張と同時に金穀の蓄備も亦齊昭の苦心經營せし所なり。抑も蓄糧は先代光圀以來繼續せし舊法にて、常平倉は齊昭の天保年間(嘉永六年)に創設せし所なり。癸丑(安政四年)以後に至りては又倍々其の蓄殖を努め、且つ義倉社倉等の法あり』云々と説き、『是時に當り(安政四年)累年蓄積せる結果として米穀倉廩に充滿し、陳々紅腐せるものあり。而して常平倉の外、別に備荒貯糧及各郡の蓄穀も亦少からず、郡奉行金子教孝の調査

1) 本誌第十六卷五號 127頁

2) 上編乾卷 883頁

せし書に據れば大略左の如し(安政四年九月調査)

四郡分

一稗 二十七萬二千五百三十俵八升六合

役所貯并鎮守初穂溜穀等

一稗 四萬四百四十九俵百九十六石八斗五升七合

一扱 九萬九百五十一俵廿五石四升五合

一米 二千五俵二石七斗四升一合

一粟 百四十三俵九升一合

一黍 拾 俵

一金 參拾兩三分 銀三貫八百五拾壹文

右之通

右四郡分とあるは四郡管の貯藏合計なり。是れ先代以來繼續せし貯藏にて、累年増加したるものなり。又役所貯并に鎮守初穂溜穀とあるは郡廳の貯穀及び社倉義倉の類をいふ³⁾とあつて、當時の貯穀高も大凡明かであるし、稗倉や常平倉の外に、役所貯とか鎮守初穂とか、溜穀とかの貯穀のあつたことも明かである。其他、懷物や手元貯穀などと稱するものもあつた(後述參照)。常平倉については更に稿を改めて其顛末を明かにするつもりであるから、茲には、其他の貯穀について、名稱の如何にかゝはらず、その性質から見て義倉・社倉及び其他のものに別ちて、その大様を述べ

3) 同上、894頁

て見たいと思ふ。

第二節 義倉

義倉は既に述べた如く、大體に於て富裕者の義捐又は課徴によつて、穀物を出さしめ政府が之を管轄して便宜な重要な處に貯穀をなし、入用の時に窮民に給與するの法である。義公の創設された所謂稗倉は、その性質に於ては義倉に屬するものたることは、毫も疑ふの餘地がない。

一、稗倉。稗倉の出來た精確な年月は明かでないが、寛文延寶の頃に出來たもののやうである。貯積の方法は貧窮の村落には時として年期を限り免除したこともあるが、一般に高百石に付、稗三石の割で雑税に擬し、秋成を待て徴收するもので、これを物成稗と稱する。各地に倉廩を設けて蓄積の増加するに從て、新倉を増築し、創始の際より明治廢藩の時に至るまで年々歳々蓄積して已まざりしものである。²⁾

天明の後、豊年相續きしたため、人皆凶荒を忘れ、貯稗の制度も多少緩怠の弊を生ぜし如くであるが、尙二十餘萬俵を保存し、天保二年には更に六萬俵餘を増蓄し、且つ之が制規を嚴にする所があつたが、當時稗倉は左記の如く二十八ヶ所に及んで居たといふことである。³⁾

南郡。堀茨城郡 吉田(同上) 粟崎(同上) 海老澤(鹿島郡) 上戸(行方郡) 芹澤(同上) 下玉里(新治郡)

1) 拙著經濟史考 233頁

2) 塙重任、舊水戸藩救荒蓄稗收支方法概記(水戸藩史料別記上、383頁以下)

3) 水戸藩史料 別記上、382頁

東郡 高野(那珂郡) 石神外宿(同上) 瑞龍(久慈郡) 幡(同上) 小菅(同上) 小木津(多賀郡)

西郡 戸村(那珂郡) 菅谷(同上) 石塚(茨城郡) 増井(同上) 長倉(那珂郡) 上小瀬(同上) 小野(同上) 久那瀬(同上)

大内(同上)

北郡 大里(久慈郡) 大宮(那珂郡) 高柿(久慈郡) 山方(那珂郡) 中染(久慈郡) 矢田(同上)

烈公は襲封の始め、氣候の不順なるを見て、早晚、饑饉の變あらむことを慮り、既に天保元年六月に書を郡宰に與へて注意する所があつたが、同年十二月、郡宰に謀るに常平倉を新設して米價を平準し、水旱不慮の用に備へんことを以てした。公は從來から同藩にて行はれ居りし出穀入穀の制のみでは不十分であると考へ、また義倉を起す考へもあつたけれども、當時稗倉には二十萬俵餘の貯稗があり、大體救荒の手當としては、それで間に合ふことであり、且、稗のみあつても米の貯へがなくては十分でないから、米價の平準を期する常平倉を設けんとしたものであつた。然し郡宰の考ふる處では、救荒の手當は必ずしも右の二十萬俵の貯稗で十分であるといふわけではなく、凶荒の備は是非共なる可らざるものであるから、先づ貯稗を一層豊富にし、然る後常平倉に及ぶべきものであるとし、討論審議數回に及びし後、公は遂に郡宰の議を容れて貯稗増額のことを決行し、内帑金千兩を出し、郡廳より四千兩を加へ、稗六萬俵を増蓄することゝなつた(天保二年三月十九日)。(8)

『我に可買入餘粟逆は他邦にもなければ、今年昂高五石に付、稗七斗五升づゝ作り候様御國中へ被仰付、夫れを丸に五千金を以

4) 本誌第十六卷五號 120頁所掲註參照
5) 同上 124頁
水戸藩史料、別記上、376頁、公の手書參照

7) 同上、375頁以下
8) 同上、380頁。別記下、431頁
9) 同上、381頁

買入積置べき御手當之よし、本より恤民之御心より出候事なれば、價なも貴く御買上になり荒凶と申せば皆民の蓄糧にして然も五千之金は皆御國中へ潤ふべし難有御事なり』。

かくの如く救荒の爲め稗を貯蓄するを急務とし、常平倉の議は一旦中止となつたものであるが公は後、幾もなく手元の事業として常平倉を創設するに至つたのである。このことは後に述ぶる所を参照せられ度い。

救済のために蓄稗を支出するには一定の法があつた。即ち鰥寡孤獨の類へは、飢人扶持と稱して一日男七合、女五合の割で終身之を與へ、雙子や三ツ子を生んだ者には其子が七歳に至る迄一日男五合女三合の割で年々扶助し、病難多子養育等の爲めに貧困に迫れる者には一時救與することとした。以上は常時の救済方法であるが、凶年飢饉等の非常の際には、往昔のことは明かでないが、天明の飢饉、天保四年・七年の飢饉等には、各倉廩を開いて貯稗を給與し、又は賑貸したものである。殊に天保七年の場合の如きは封内に一人の飢死するものもなかりしも、その代りに殆んど倉底を拂ふ迄に貯稗を賑給せしものである。茲に於て貯稗の必要なることが、一般に諒解され、爾後一日も貯穀なかるべからざることを悟り、稗を貸與されたものは、後年の秋成を俟つて續々これを返納し、この返納額と年々の物成稗とで、數年の内には貯稗はまた相當の巨額に達し、かくて明治維新に及びしものである。¹⁰⁾

終りに稗を貯へずして稗を蓄へた所以は、東湖の回天詩史に説く所によつて明らかである。¹¹⁾ 即

10) 同上、384頁

11) 東湖全集、33頁、(同書84頁、「常陸帯」の中にもこのことを説いて居る)

『蓄米則苦於以新易舊、其積粟亦不能十年、且財利之臣、或視以爲無術、必生貧人收息之說、及數年之後、則逋負日多、儲蓄日減、至其甚則變米粟爲金錢、以濟一時之急、豫備之政是以不遂、若我稷倉、則年年取定額於民、實之於倉耳、其術似拙、而稷之爲物、經百歲之久而不變、欲糶之於年穀豐稔之日、則其價甚賤而無利、用之飢饉凶歉之時、則味淡而善飽』云々

二、烈公の義倉計畫。こゝに述べんとする所のものは烈公が上述の稗倉の外に、別個の義倉

を設けんとしたことそれである。前に述べた如く烈公は天保元年末より、常平倉を設けんとする考へがあり、郡宰と謀つて先づ貯稗増加の方を實現したわけであるが、その時の公の手書には明かに義倉計畫のことが洩らされてゐる。その方法は手元より三千兩を出し、郷村の富者より七千兩を出さしめ、當時は米價高直の際であつたから、暫くこの資金をそのまま、貸付けて利殖を計りこの元利金を以て米價の下落したときに、米を買入れ、救荒の手當とするに在る。公はこれと同時に常平倉の目論見をも述べており、郡宰との協議に於ては義倉よりも寧ろ常平倉の方が主となり、義倉設立のことはあまり多く論ぜられずして其儘となつたが、常平倉も亦後廻しとして、先づ貯稗増額のことを決行した次第であつた。

越えて安政三年五月烈公は天侯の不順を慮り、郡奉行に令して人民に諭して凶荒を忘るゝことなからしめ、八月には再び義倉法を立て、藏奉行郡奉行をして協議計畫せしむる處があつた。當

1) 水戸藩史料、別記上、367頁

時既に常平倉は存在しておつたが、大事變に際しては常平倉のみでは未だ封内の民を安んずるに足らずとし、茲に義倉を設けることを勧めたものである。その手書に曰く²⁾

『常平の仕法は、是迄之通り致し置、右救之中より領分村々へ元米を出し豪農義民を募り積米致させ、小民よりも年々出来秋に至り少々づゝ出させ、義倉之法を立、萬一大凶荒有之候共、村々三年之食料に指支無之、又非常之義異糧之一事有之節にも食物無之候では如何とも可致様無之事故、那官共相談にて常平は常平にて是迄之通りにいたし、外に義倉を村々へ初候ては如何可有之や、幸當年坏は水戸も上作と被察候へば當年より初候ては如何』云々

この計畫が如何にして進められたかといふことは明かでないが、『水戸藩史料』には『是より以後各鄉村にては、往々従前の溜穀藏なるものを基本として、義倉の法を設け、漸次擴張したりと云ふ』³⁾と書いてあるから、新に義倉を設けることなく、従来からあつた溜穀を擴張した位のことでは行はれたのであらう。然し私の見る所では、この溜穀は社倉たるべき性質のものではないかと思ふ。次節を参照せられたい。

第三節 社 倉

社倉は既に述べし如く、多數の者が任意にそれ々々身分相應に出し合つて各居村處々に貯穀をなし、自治的に處理せらるゝ備荒貯蓄である。水戸藩に於ける貯穀中には、之に屬するものが、凡そ二種類あつたものゝ如くである。

2) 同、上、編乾卷、889頁
 3) 同上、890頁
 1) 拙著、經濟史考、234頁

一、社倉。安政の初の各地に天變地妖あり、且外舶の我國に來るありて内外頗る多事であつたが、齋昭は此際又々時穀の忽にすべからざることを説き、安政二年正月元日郡奉行に令して人民に諭して各自米穀を貯藏することに努めしめた。「水戸藩史料」には次の如く論じて居る。²⁾

『郡奉行に令して蓄糧を計らしめたるは、是れ常平倉等の貯蓄とは全く別途の法に屬するなり。是より先き經界改正の功を競るや(弘化元年甲辰春)各郡皆一村一社の制に困りて祭田を附し、祭典ある毎に一村擧りて社前に會し、神酒亦飯を頒賜し、その餘祭田より收めたる米數は、之を社倉に蓄ふるの法あり。又各郡村に貯藏の法を設くるものあり。所謂義倉なるもの是なり。然れども是等は各郡村一定の法あるに非ず、その行否蓄糧の多少等は各其の地利、人和の如何に在り、是れ郡奉行に於て、尤も獎勵を要せし所たるべし』

これによれば民間には二種の貯穀があつて、一は神社を中心とするもの、他は各村、別に貯穀せるものであつて、後者は『所謂義倉なるもの是なり』とあるが、その性質は義倉ではなくして社倉たるべきものである。茲には先づ前者のものについて述べて見たい。

既に述べた如く、社倉は元來村里の人々が各自に出し合ふ意味であつて、その所謂社は神社の社ではなくして、社團の社であるが、後には社倉を作らしむる方便として社倉と神社とを結び付け、神社の倉庫などの意味で百姓に申し諭して起した社倉が少くない、これ即ち神社中心の社倉であつて、³⁾水戸藩の社倉も明かにこの種のものである。前掲安政四年の貯穀高調に「鎮守初穂」²⁾とあるは、即ちこの社倉の貯穀をいつたものであらう。

2) 上編乾卷、886頁
3) 拙著、經濟史考、234頁

二、溜穀。溜穀については、上記の社倉と同様、精細なることは知られて居ないが、天保二年正月廿九日の公の手書を見るに¹⁾

『愚昧俚聞、義倉は今民間に有之溜穀の類に而、富人は穀物多く出し貧人は少く出し、年々溜置、凶歳の節は右の倉を開き貧人を救候出、富を分ち貧を賑す、其情義に合候故義倉と云由、さすれば村村へ相諭、溜穀いたさせ、凶年の備に致候方義倉の意に合可申歟』

とある。又前述の如く、安政三年の烈公の義倉計畫の結果として、この溜穀が擴張されたといふことである。更にまた上記の神社中心の社倉を説ける條に『又各郡村に貯穀の法を設くるものあり。所謂義倉なるものは是れなり』云々とあるが、これは恐らく、この溜穀のことを指したものであらうと考へる。要するに溜穀なるものは、民間に於て設けし貯穀であつて、その性質は社倉たるべきものと考へられる。

埜重任の『舊水戸藩救荒善積收支方法概記』には、天保二年貯種増善の際『民間にても其風を仰ぎ友救穀と稱して新蓄を企てたる者多く出でたり』とあるが、これも恐らくは、この溜穀と同性質のものであつて、かゝる別名を稱へて居たものではなからうかと思ふ。

社倉にしても溜穀にしても、民間の貯穀であり、而も『是等は各郡村一定の法あるに非ず、その行否蓄積の多少等は各其の地利人和の如何に在り。是れ郡奉行に於て尤も奨勵を要せし所たる

1) 水戸藩史料、別記上、370頁

2) 同上、385頁

べし』とあるから、その事業は自治的に村民の間に於て處理されて居たものであることは明らかであり、社倉たるべき性質のものなることは疑ふべくもない。

第四節 其他の貯穀

以上説きし各種の貯穀の外に、義倉・社倉に屬せざるものがあり、またその性質の判明せぬものもある。順次に之を述べやう。

一、懷物及び手元貯穀。懷物といふのも手元といふのも、何れも藩政府の財政より獨立して藩主の手元で行はれた穀の貯藏である。然し前者は祖宗以來遺しおかれたものであり、後者は烈公のときに至つて別に作られた貯穀である。¹⁾このことは烈公の手批に『懷物と申は先代よりの品に而、手元と申は我等代より初申候事に而』云々とあるによつても明かである。また『舊來の懷物と申來候分はやはり是迄の通りに致し來、跡埋有之次第、如先年貯置可申候』とあるから、烈公の時にも、この懷物は引續き存在せしものであり、且政府に流用することを認めておつたものである。²⁾即ち嘉永二年閏四月には財政窮迫のため懷物から融通せる事實がある。³⁾

烈公のときに設けられた手元貯穀なるものは、即ち常平倉の前身たるべきものであるが(後述参照)、曩に政府の財政と區別し、之を流用することを許さず『直書を以、下知不致候内は一粒たり共妄

1) 水戸藩史料、別記、下、435 6頁

2) 同上、438頁

3) 同上、435、433頁

4) 同上、451頁

りに出し申間敷事』とて、特に嚴重な制規を設けたものである。(註) 然し天保四年及び八年の凶荒の際には手元貯穀から粃一萬三千俵餘を郡廳に下げ、以て窮民を救濟せしめた。⁵⁾

天保十一年十月の調査によると御懷物は其時、粃五千六百三十八俵、手元貯穀は一萬八百六十八俵を存殘しており、⁶⁾ この手元貯穀が、後に常平倉として引繼がれたものである。

御懷物

一 粃 十萬六千二百七十二俵

丙 粃 十萬六百三十四俵

右は享和二戌年同文化二丑同三寅文政四巳同五午同六未天保八酉年迄追々御下げに罷成候分

殘 粃五千六百三十八俵 當時全く御有物

御手元貯貯之御分

一 粃 二萬三百十一俵

一 粃 四千俵

右は役所仕法を以て溜置候分當夏中指上候御分

右二口々

粃 二萬四千三百十一俵

丙 粃 一萬三千四百十三俵

右は天保四巳年同八酉年御下げに罷成候御分

殘 粃 一萬八百六十八俵 當時全御有物

5) 同上、434、437頁

9) 同上、436-7頁

要するに手元貯穀は後に常平倉となつたものであるが、懷物は藩主自身の貯穀であつて、もとより義倉でもなく、社倉でもなく、凶荒のためのみならず、政府財政に流用せしもので全く別途の貯穀である。

(註)天保六年、藏奉行に訓示せし手書に『手元貯は金藏共に側用人甚五左衛門(大久保忠臣)通事金加役市川市平等三人へ申付時々指圖いたし候事に候へば右懸りへは手元の儀は無伏藏可申聞、其外政府勘定奉行等へは一切手元の儀は不申様いたし可申候、兎角勝手方へ貸し出し候へば、上納に相成兼以々迷惑致し候。何れ此上二工夫に而貯穀十萬位は直々に出來候様いたし爲見可申候』云々とあり、十一年の手元貯穀有高の報告について藏奉行の付箋には『殘積一萬八百六十八俵右は全御手元御貯穀に而何方に而も承知不仕御品にも御座候間』云々とあつて、手元貯穀が他の貯穀や政府の財政から嚴に區別されて居たことは明かである。かくの如く嚴重に區別して蓄積した所以は、一意、相當の貯穀を實現し、それを基礎として常平倉を確立せんとしたるに因る。

二、郡廳の貯穀。常平倉・社倉・義倉の外に郡廳の貯穀のあることは前掲の安政四年の貯穀調に『役所貯並鎮守初穂溜穀等』とあり、その説明に『郡廳の貯穀及び社倉義倉の類をいふ』とあるに因つても明かである。然し何時から出來て如何に組織され管理され利用されて居たかは全く不明である。然し恐らくは郡廳の貯穀として存するものであるから、徴税の一部を割いてこれに充てたものであつて、凶荒のために備へ、又幕末多事の際であるから軍事にも用いたものであらうと考へられる。則ち義倉に近き性質を有するものであらうけれども、他日新史料を發見するに

7) 同上、433頁
8) 同上、438頁

非ればこのことは決定し難い。

* * * * *

以上數節に亘つて水戸藩に於ける各種の貯穀を論じた。その中には義倉たるべきものもあり、社倉たるものもある。また然らざるものもある。或は又義公以來存するものもあり、烈公の時代に設置されたものもある。然し何れにするも烈公の力耕勤儉の政策によつて、これ等の貯穀が公のときに一層の發展をなしたものなることは論ずる迄もない。これあるによつて、幕末の天災地變屢々起り、外警瀕りに到る時に處して、備荒に軍備に遺憾なきを期し得たものであつて、天保七年の大凶荒の際にも藩内には一人の餓卒をも見なかつたと稱せられてゐる。

然し貯穀策として烈公の最も力を用ゐるものは、義倉に非ず、社倉に非ず、實に常平倉そのものに外ならなかつた。公は襲封の後、間もなく常平倉案を立て、郡宰に謀り、自ら内帑金を割きて、先づ手元貯穀としてこれを始め、救荒に、穀價の調節に、又軍備に、これが用を全うせしものであつた。常平倉の顛末は私のこの研究の主眼たるべきものである。則ち稿を改めて詳細に之を論せねばならぬ。(完)